

★ クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則（規則第二十四号）（食品生活衛生
課）

一 改正の要旨

クリーニング業法施行規則の一部改正に伴い、クリーニング師免許証に旧姓を併記することを可能とともに、クリーニング業法施行細則等で定める様式について申請者による押印を廃止するなど、次の規則について必要な改正を行つた。

- 1 クリーニング業法施行細則
- 2 理容師法施行細則
- 3 美容師法施行細則
- 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
- 5 旅館業法施行細則
- 6 興行場法施行細則
- 7 公衆浴場法施行細則

二 施行期日

令和三年四月一日

★

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十五号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

食品衛生法施行規則の一部が改正され、営業許可申請等の手続が見直されたことなどに伴い、申請その他手続の様式を改めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年六月一日



職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行
規則の一部を改正する規則（規則第二十六号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

職業能力開発促進法施行規則の一部改正を踏まえ、職業訓練指導員の資格の基準を見直すなど、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 広島県調理師等研修資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）（海外ビジ
ネス課）

一 改正の要旨

県内において優秀な調理師等の育成を図るため、広島県調理師等研修資金における資
金借受者の資格のうち、年齢制限及び実務経験に係る資格要件を変更した。

二 施行期日

令和三年四月一日



建設業者許可証明に関する規則及び解体工事業に係る登録等に関する規則の一部を改正する規則（規則第二十八号）（建設産業課）

一 改正の要旨

建設業法施行規則及び解体工事業に係る登録等に関する省令の一部が改正され、建設業許可及び解体工事業登録に関する手続について申請書等への押印が不要とされたことに準じて、次の規則に定める申請書等の押印を不要とするなど、必要な改正を行つた。

- 1 建設業者許可証明に関する規則
- 2 解体工事業に係る登録等に関する規則

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 広島県道路占用規則等の一部を改正する規則（規則第二十九号）（道路河川管理課）

一 改正の要旨

道路法施行規則等の一部が改正され、道路占用等に関する手続について申請書等への押印が不要とされたことに準じて、次の規則に定める申請書等への押印を不要とするなど、必要な改正を行つた。

- 1 広島県道路占用規則
- 2 地すべり等防止法施行細則
- 3 二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例施行規則
- 4 広島県砂防指定地管理条例施行規則
- 5 広島県営鞆町鍛冶駐車場管理条例

二 施行期日

令和三年三月二十五日



★ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第三十号）（建築課）

一 改正の要旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理を行ふとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正に準じて申請書等への押印を不要とするため、必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和三年四月一日

★

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十一号）（建築課）

一 改正の要旨

- 1 建築基準法の規定による道路位置指定申請について、県内で統一した運用とするため、申請書に添える書類を追加するなど、必要な改正を行った。
- 2 建築基準法の一部改正により新たに居住環境向上用途誘導地区に係る規定が創設されたため、この規定に基づく許可申請書に添付する書類を定めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十二号）（建築
課）

一 改正の要旨

- 1 申請書等への押印を不要とするため、必要な改正を行った。
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正及び普通鉄道構造規則の廃止に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

- | | | |
|---|--------|------------|
| 1 | 一 1の改正 | 令和三年三月二十五日 |
| 2 | 一 2の改正 | 令和三年四月一日 |